

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	観音寺 (観音寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 4 日 (第 4 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、赤田川水系等に水田が広がる水稻単作地帯であり、水稻を中心に一部直売用の野菜を栽培する複合経営体が多い。また、水稻中心の作型であることから、水利の条件整備が進められてきた地域であり、今後は、ほ場整備等を実施し、農地の高度利用に向けた取組が求められている。

当地域は、全国的な傾向と同様に農業者の高齢化や後継者不在による担い手不足の状況にあり、5年後、10年後には、地域内の大半の農地が遊休化する危険性が非常に高い。

更に、農業者の高齢化や後継者不在により地域の農業の維持存続が危ぶまれることから、地域の農業者による共同組織の設立や農業機械の共同利用等も視野に入れながら、持続可能な地域農業の確立を目指していく対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業者だけで農地の維持管理は将来的には難しいことが予想されるが、当分の間は、農業を続けたいとする農業者も多いことから、ほ場整備の実施による農地集積・集約化、地域内の農業者の共同組織化、隣接地域との連携などにより営農環境の改善、労働時間の短縮を図り、耕作しやすい環境づくりを進める。

また、農業用機械の共同利用等による設備投資費用の圧縮、栽培技術の伝承など、農業に新規参入し易い環境を整え、他地域との差別化により、法人、大規模経営体などの中核的担い手、半農半X、定年帰農、女性の参画を推進し、多様な担い手の確保・育成に努め、貴重な資源である農地の適正管理と利活用を進めて行くこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、既存の耕作者、土地所有者の意向を確認しながら、地域の農業者や新規参入者及び多様な担い手に対して、効率的な農業経営を展開することができるよう農地の集積・集約化を進める。また、分散錯園の解消と集団化を目的に個人間での農地の交換分合も検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

原則、農地中間管理機構を活用し農地の流動化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針

当地域の農地は、平坦かつ集団性が高く、面的な広がりを見せる優良な水田地帯ではあるが、狭小不整形な農地が多いことから、ほ場整備事業をはじめとした基盤整備事業を実施し、営農環境の改善を図れるよう取組を検討していく。特に貝鍋地区、片岸地区については、条件不利地が多いことから優先的に取組みの検討を進める。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

木津川市は、近年の宅地開発により若者を中心に人口増加の傾向にある。若い世代の農業への関心は比較的高いものがあると思われることから、『小さく始められる農業』を実践できる営農環境づくりを地域として進めていき、若い世代や半農半X、定年帰農といった多様な担い手を確保し、育成していく。また、女性の活動を啓発し参画を促すなど地域全体で取り組めるような環境整備を進める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特に無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、アライグマといった獣害対策の強化。
- ②利用されていない農地が面的に広がっているような農地については、新規就農者に多い傾向にある有機農業等による生産方法も検討し、若い世代を取り込んでいく。
- ⑤水利に不便な傾斜地での果樹(柿、栗、ミカン等)栽培に女性も含め参画し、加工品といった6次産業化も視野に入れ取り組んで行く
- ⑦地域の農業者の共同組織化により、草刈り作業などの負担軽減を図る。
- ⑨地域外からの参入者に対しても、農業に係る費用負担区分を明確にし、安心して地区入りできるよう条件整備を進める。